

金柑介護サービス株式会社
きん柑訪問看護ステーション
重要事項説明書(医療保険)

1. 事業所の概要

事業所名	金柑介護サービス株式会社 きん柑訪問看護ステーション
所在地	大阪市淀川区西宮原1-6-60プラザ新大阪214
事業所番号	
サービス提供地域	大阪市淀川区・東淀川区・北区・都島区・中央区・福島区・西区

2. 事業所の職員体制など

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1名(常勤1名)
サービス担当職員	サービス担当	9名(常勤 2名 ・非常勤 7名)
内 訳	看護師	4名(常勤 1名 ・非常勤 3名)
	准看護師	1名(常勤 1名 ・非常勤 名)
	理学療法士	2名(常勤 名 ・非常勤 2名)
	作業療法士	1名(常勤 名 ・非常勤 1名)
	言語聴覚士	1名(常勤 名 ・非常勤 1名)
事務員	業務の事務全般	名(常勤 名 ・非常勤 名)

3. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)は休み
営業時間	月～土曜日 9:00 ～ 17:00

4. 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

5. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 病状、全身状態の観察 | ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 | ④ 褥瘡の予防 |
| ⑤ リハビリテーション | ⑥ ターミナルケア |
| ⑦ 認知症の看護 | ⑧ 療養生活や介護方法の指導 |
| ⑨ カテーテル等の管理 | ⑩ その他医師の指示による医療処置 |

- (2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

6. 利用者負担金

(1) 利用者から頂く利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。

(2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行し、現金でお支払い頂きます。

診療内容	算定回数等	診療報酬
訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）	1 回	7,670 円
訪問看護管理療養費（2 日目以降の訪問）	1 日につき	I が 3,000 円 II が 2,500 円
訪問看護基本療養費 I（1 日につき）	週 3 日目まで	5,550 円
訪問看護基本療養費 I（1 日につき）	週 4 日目以降	6,550 円
難病等複数回訪問看護加算	1 日に 2 回の場合	4,500 円
長時間訪問看護加算	週 1 日	5,200 円
複数名訪問看護加算	週 1 日	4,300 円
夜間・早朝訪問看護加算	1 回につき	2,100 円
深夜訪問看護加算	1 回につき	4,200 円
24 時間対応体制加算（届け出）	月 1 回	6,520 円
・特別管理加算（1 月につき）I	月 1 回	5,000 円
・特別管理加算（1 月につき）II	月 1 回	2,500 円
退院支援指導加算	退院後翌日以降の初回訪問時	6,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費	20,000 円	20,000 円
訪問看護情報提供療養費	月 1 回	1,500 円

◆利用者負担金（医療保険法定利用料）

一般の 健康保険等	（基本療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合となります。 ・重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。 ・交通費：利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。 ・特定医療疾患対象者の方は所得状況に応じた段階別の一部自己負担が必要となります。住民税非課税の場合や病名・病状によっては全額助成となる場合があります ◆1 ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市町村へ申請致しますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。 ※いずれも医療費控除の対象となります。
--------------	--

(3) キャンセル料

基本的に頂きません。ただし悪意のあるキャンセルと判断した場合は実費を請求致します。

7. サービスに関する苦情窓口

(1) 当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については、1 ページの相談窓口で承ります。

(2) 当事業所以外に市役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

(1) 緊急時及び事故発生時にあつては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し、医師の指示

に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡致します。

- (2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を
みとめられる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は介護保険・社会福祉事
業者総合保険証券に加入しております。

9. 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。
従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

10. サービス提供に関する相談、苦情について

【事業所の窓口】 きん柑訪問看護ステーション 相談支援・苦情受付責任者 管理者：豪山 恵美	所在地：大阪市淀川区西宮原1-6-60 プラザ新大阪214 電話番号：06-6151-2870 FAX番号：06-6151-2871 受付時間：午前9時～午後5時
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地：大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 電話番号：06-6949-5418 FAX番号：06-6949-5417 受付時間：午前9時～午後5時
【区役所（保険者）の窓口】 （介護保険・保健福祉） 淀川区役所	所在地：大阪市淀川区十三東2-3-3 電話番号：06-6308-9859 FAX番号：06-6885-0537 受付時間：午前9時～午後5時30分
東淀川区役所	所在地：大阪市東淀川区豊新2-1-4 電話番号：06-4809-9859 FAX番号：06-6327-2840 受付時間：午前9時～午後5時30分
北区役所	所在地：大阪市北区正扁町2-1-27 電話番号：06-6313-9859 FAX番号：06-6313-9905 受付時間：午前9時～午後5時30分
都島区役所	所在地：大阪市都島区中野町2-16-20 電話番号：06-6882-9859 FAX番号：06-6352-4584 受付時間：午前9時～午後5時30分
中央区役所	所在地：大阪市中央区久太郎町1-2-27 電話番号：06-6267-9859 FAX番号：06-6264-8285 受付時間：午前9時～午後5時30分
西山区役所	所在地：大阪市西区新町4-5-14 電話番号：06-6532-9859 FAX番号：06-6538-7319 受付時間：午前9時～午後5時30分
福島区役所	所在地：大阪市福島区大開1-8-1 電話番号：06-6464-9859 FAX番号：06-6462-4854 受付時間：午前9時～午後5時30分
大阪市こころの健康センター	所在地：大阪市都島区中野町5-15-21-3F 電話番号：06-6922-8520

	FAX 番号 : 06-6922-8526 受付時間 : 午前9時 ~ 午後5時30分
大阪市 健康局大阪市保健 所管理課保険事業グループ	所在地 : 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 電話番号 : 06-6647-0923 FAX 番号 : 06-6647-0803 受付時間 : 午前9時 ~ 午後5時30分

1 1. 緊急時の対応方法について

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

1 2. 非常災害時の対応

地震・風水害などの自然災害発生、又は警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業所から連絡します。

1 3. 感染症対策の強化

事業者は、当法人の感染症対策委員会に属し、おおむね6ヶ月1回以上の委員会で開催された結果について周知し感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し研修及び訓練を定期的に実施致します。

1 4. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねます。
- ② 看護師等は、後期高齢者保険法上、利用者の心身の機能の維持回復のための療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されています。
 - ② 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、固くご遠慮させていただきます。

1 5. 身体拘束等の禁止

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

ただし、利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。

それでも、緊急やむを得ず、身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

事業者	所在地	大阪市淀川区西宮原2丁目7番45-1107号
	法人名	金柑介護サービス株式会社
	代表者名	代表取締役 東岡 和人
	事業所名	きん柑訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

※御本人の署名が困難な場合、または後見の必要がある場合

代理人	住所	
	氏名	
ご利用者との続柄		